

第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（仮称）の骨子(案)について

令和元年8月9日（金）14：30～

高松市子ども・子育て支援会議

【1】第1期計画について

◆ 推進計画の施策体系図 ◆

基本方向	基本施策	施策の推進内容
1 子どもの成長 への支援	1-1 子どもの心身の健やかな育ちへの支援	① 妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実 ② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ③ 「食育」の推進
	1-2 健やかな成長を促す学びへの支援	① 幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上 ② 「生きる力」を育てる学校教育の推進 ③ 体験学習活動・地域活動の充実
	1-3 配慮を要する子どもと保護者への支援	① 児童虐待やいじめの防止の推進 ② 障がいのある子どもへの支援の充実 ③ ひとり親家庭への支援の充実 ④ 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実
2 子育て家庭 への支援	2-1 地域における子育て支援	① 地域における子育て家庭への支援の充実 ② 家庭における教育力の向上 ③ 経済的負担の軽減
	2-2 子育てと仕事の両立支援	① 多様な保育事業の提供 ② ワーク・ライフ・バランスの推進
3 子どもの成長・ 子育て家庭を 支える環境づくり	3-1 子どもにとって安全・ 安心な環境づくり	① 防犯・交通安全・防災対策の推進 ② 有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進 ③ 子どもの遊び場・居場所づくり ④ 子育て家庭にやさしいまちづくりの推進
	3-2 子どもの成長・子育て 家庭を支える人材育成 とネットワークづくり	① 子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実 ② 子育て支援の中核施設の整備とネットワークの構築

◆ 事業計画の法定事業 ◆

教育・保育	教育・保育
地域子ども・ 子育て支援事業	利用者支援事業
	延長保育事業
	放課後児童健全育成事業
	子育て短期支援事業
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業
	地域子育て支援拠点事業
	一時預かり事業
	病児保育事業
	ファミリー・サポート・センター事業
妊婦健康診査事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

【2】第1期計画（推進計画）の取組状況（1 / 3）

基本方向1：子どもの成長への支援



172事業

<評価点>

5点 設定した目標が達成されている等、十分成果が上がっている

4点 成果が上がっているが、更なる取組による成果向上の余地がある

3点 一定の成果が上がっているが課題もあり、更なる改善が必要である

※平成30年度実施事業に対する評価

2点 成果が十分に上がっておらず、更なる改善が必要である

1点 抜本的な見直しが必要である

第2期計画に向けての主な課題

子どもの人口は年々減少しているが、女性の就業率の高まりなどから、平成31年の待機児童数は77人であり、今後も、提供量を担保しつつ、より質の高い教育・保育サービスを提供することが重要である。

香川県の児童虐待対応件数は年々増加〔平成30年 1,375件：前年比194件増（うち市内在住者586件：前年比80件増）〕しており、県と市が役割分担しながら連携を強化し、速やかに対応・支援できる体制を整える必要がある。

【2】第1期計画（推進計画）の取組状況（2 / 3）

基本方向2：子育て家庭への支援



※評価点

5点 設定した目標が達成されている等、十分成果が上がっている

4点 成果が上がっているが、更なる取組による成果向上の余地がある

3点 一定の成果が上がっているが課題もあり、更なる改善が必要である

※平成30年度実施事業に対する評価

2点 成果が十分に上がっておらず、更なる改善が必要である

1点 抜本的な見直しが必要である

第2期計画に向けての主な課題

未来を担う子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策の推進が求められている。

就学児童を持つ母親の就業率は高く、放課後児童クラブの待機児童数は、令和元年5月1日で252人であり、待機児童解消に向けた受け皿の確保と質の高いサービスの提供が必要である。

【2】第1期計画（推進計画）の取組状況（3 / 3）

基本方向3：子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり



※評価点

5点 設定した目標が達成されている等、十分成果が上がっている

4点 成果が上がっているが、更なる取組による成果向上の余地がある

3点 一定の成果が上がっているが課題もあり、更なる改善が必要である

※平成30年度実施事業に対する評価

2点 成果が十分に上がっておらず、更なる改善が必要である

1点 抜本的な見直しが必要である

第2期計画に向けての主な課題

子どもたちが被害者となった痛ましい事件・事故が後を絶たず、不審者等に対する防犯対策や交通事故防止対策を、より一層強化するなど、子どもにとって安全・安心な環境づくりを推進することは、子育てしやすいまちづくりの大きな柱の一つである。

また、子育てに関する不安や孤立感を感じる家庭にとっては、身近な相談場所や地域の支援体制の充実が求められていることから、子育て家庭を支える地域の人材を育成し、ネットワークを充実することが求められている。

【3】第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（仮称） 策定に係るニーズ調査について

ニーズ調査の実施概要

○ 調査対象及び有効回収数（調査期間：平成31年1月～2月）※妊婦は平成30年12月～

調査対象	調査方法	標本数	有効回収数	有効回収率
① 就学前児童（保護者回答）	郵送による配付・回収	3,500人	1,957人	55.9%
② 小学生（保護者回答）	〃	2,500人	1,440人	57.6%
③ 中学生・高校生	〃	1,000人	518人	51.8%
合計		7,000人	3,915人	55.9%
④ 妊婦	母子手帳交付時 又はパパママ教室参加時に 配布・回収	—	360人	—

調査結果概要

①第1期計画の数値目標について

*本市が「子育てしやすいまちだと思う（「どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思う」を含む）」人の割合は、目標を達成。

◆就学前：84.7%（目標80%） ◆小学生：82.8%（目標75%）

②教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について

- * 定期的な教育・保育事業（幼稚園・保育所など）の利用が増加。76.4%←69.0%(H26)
- * 最も利用したい教育・保育事業
 1：認可保育所30.6%←30.6% 2：幼稚園23.1%←42.5% 3：認定こども園15.2%←10.2%
- * 教育・保育事業の今後の利用希望における幼児教育・保育無償化の影響可能性
 ⇒ 何らかの利用希望事業あり：87.9%が、無償化された場合は95.5%となり、7.6ポイント増加。

③仕事と家庭の両立について

- * 母親のフルタイム就労が増加。就学前：39.7%←29.9% 小学生：38.3%←29.8%
- * 育児休業を取得した（取得中である）が増加。母親：43.7%←31.4% 父親：1.7%←1.2%
- * 希望した時期より早く育休復帰した理由が、希望する保育所に入るため 53.1%←35.5%

④子育て全般について

- * 欲しい子どもの人数より実際にいる子どもの人数が少ない。また、その理由。 (就学前)

	1人	2人	3人	理 由
希望	3.1%	43.2%	43.6%	経済的理由55.1% 年齢的理由31.4% 子どもの世話が大変29.9% ※複数回答
実際	16.9%	54.4%	22.3%	

- * 子育てについて何らかの悩みがある人の割合。就学前：82.7%、小学生：88.2%
- * 妊婦のうち、妊娠・出産・子育てについて、不安に感じていたり、困っている人の割合。76.1%
- * 身近なところでの児童虐待の見聞きが増加。 就学前5.5%←3.7% 小学生：4.2%←3.5%

【4】子ども・子育てに関する主な法律・制度等

年	月	法律・制度等	内 容
H25	3	高松市子ども・子育て条例	・子どもを社会全体で健やかに育むため、基本理念、子どもの権利、大人の役割・責務、基本的施策を規定。
H27	3	高松市子ども・子育て支援推進計画	・子どもの成長と、子どもを産み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するため策定。
	4	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
H28	6	児童福祉法等一部改正	・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法定化
H29	6	子育て安心プラン	・2020年度末までに、全国の保育・教育待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%に対応できる保育・教育施設の受け皿整備。
H30	3	高松市子ども・子育て条例一部改正	・基本的施策に子どもの貧困対策を追加。
		高松市子どもの貧困対策推進計画	・子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するため策定。
		高松市子ども・子育て支援推進計画 ・中間見直し	・教育・保育及び放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策を見直し。
	9	新・放課後子ども総合プラン	・2021年度末までに、全国の放課後児童クラブ待機児童を解消、施設の受け皿整備。
R1	5	子ども・子育て支援法一部改正（成立）	・幼児教育・保育の無償化（R1年10月施行予定）
	6	子どもの貧困対策推進法一部改正（成立）	・子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨を規定。
	6	児童虐待防止法、児童福祉法一部改正（成立）	・親権者や里親等による子どもへの体罰禁止、児童相談所の体制強化を規定。（R2年4月施行予定）

【5】第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（仮称） 骨子（案）

◆ 計画策定の趣旨・根拠

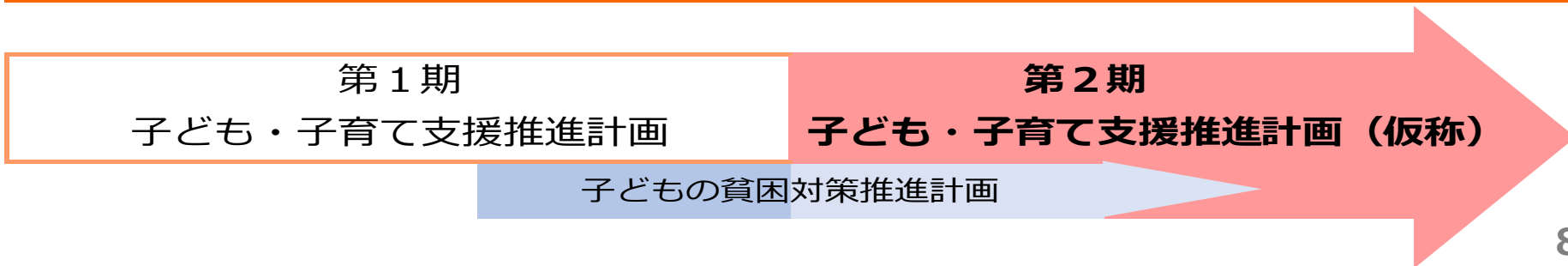
高松市子ども・子育て支援推進計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により策定が義務付けられている「事業計画」と、高松市子ども・子育て条例第10条の規定に基づく「推進計画」を一体のものとして作成しており、本市では、基本理念「みんなで子育て！笑顔かがやくまち -たかまつ-」を掲げ、各種施策・事業を推進している。

同法において、事業計画は5年を1期と定められており、現行計画が令和元年度末に計画期間満了となることから、令和2～6年度を計画期間とする「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（仮称）」を策定する。

◆ 高松市子どもの貧困対策推進計画との位置づけ

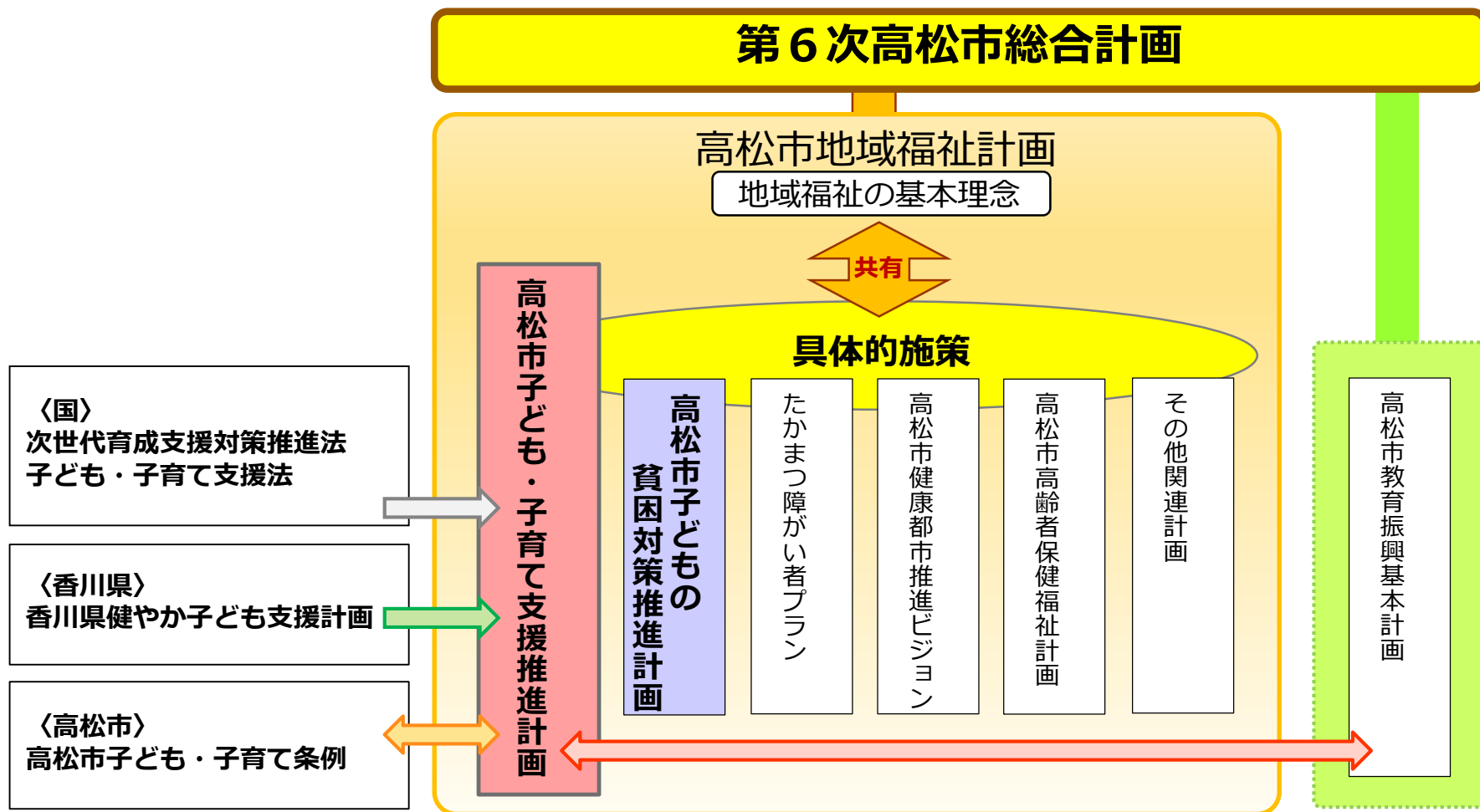
子どもの貧困対策に関する事業は、平成30年3月に策定した「高松市子どもの貧困対策推進計画（以下「貧困対策推進計画」という。）」と整合性を図って推進し、「貧困対策推進計画」の計画期間満了（令和4年度末）後の事業の推進方法については、計画期間満了までに改めて検討するものとする。

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------



【5】 - 1 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「第6次高松市総合計画」の分野別計画としての性格を持つものであり、同計画及び高松市子ども・子育て条例等の目的や基本理念を踏まえるとともに、国の法令、県の関連計画等とも整合性を図りながら、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。



第1期計画をベースに継続的に推進することを基本として、以下の3つに配慮して計画を策定する。

**女性の就業率の上昇を受けた
子ども・子育て支援ニーズへの対応**

- 教育・保育の量の確保及び質の向上
- 放課後児童クラブなど、就学児童の放課後の居場所のさらなる受け皿の拡大 など

**子どもと
子育て家庭への
支援の充実**

**近年、顕在化している
社会的諸問題への対応**

- 子どもの虐待やいじめへの対応
- 子どもの貧困対策
- 安全・安心な地域づくりの推進 など

相談支援体制の充実

- 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援
- 子どもの育ちを応援する地域づくり など

基本理念、基本目標、施策の方向は、第1期計画を継承するものとする。

● **基本理念**

みんなで子育て 笑顔かがやくまち たかまつ

● **基本目標**

高松市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせる環境づくり

● **施策の方向**

- * 子どもの成長への支援
 - * 子育て家庭への支援
 - * 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり
- } 高松市子ども・子育て条例に規定する
基本的施策

【6】第2期計画の構成・施策体系図（案）

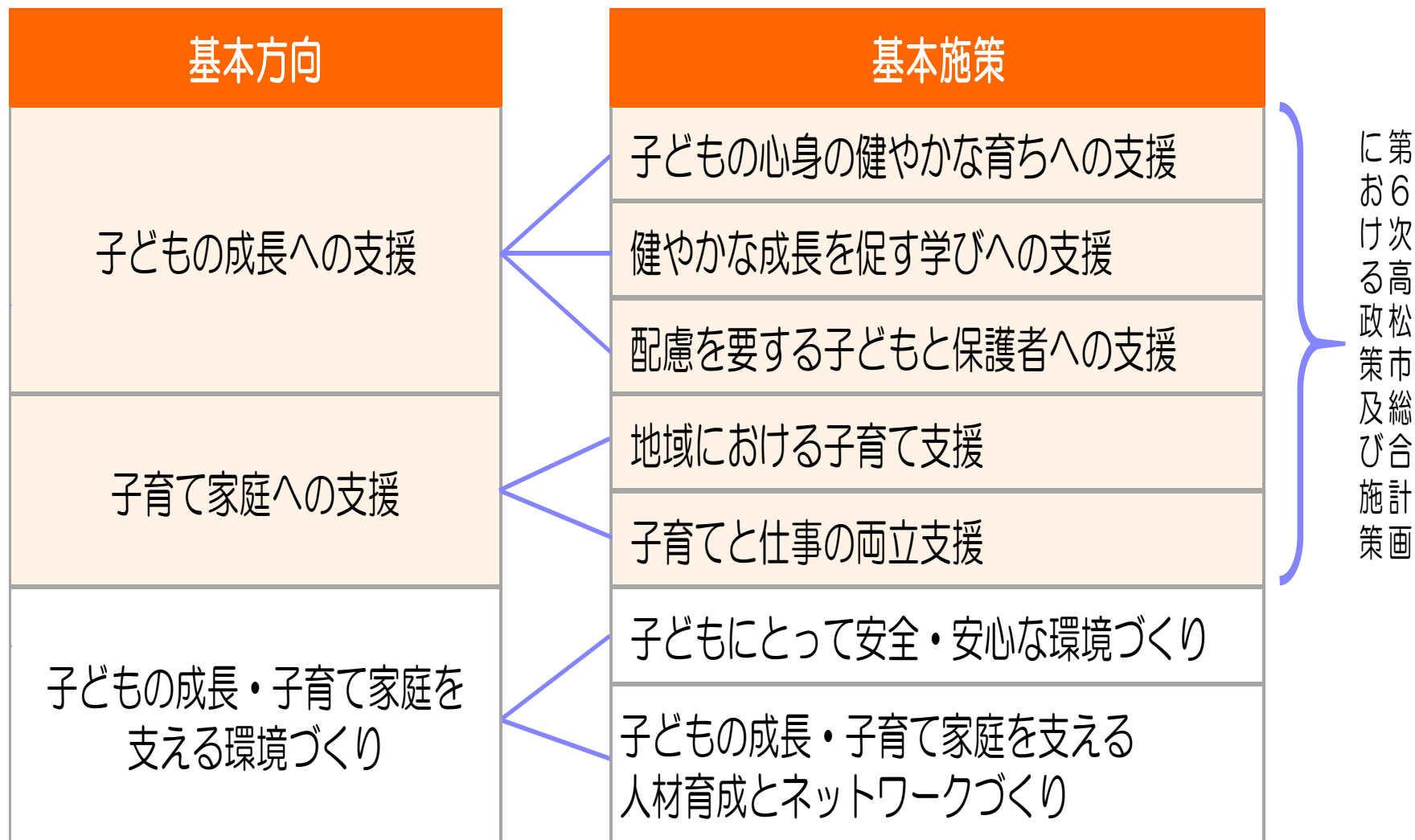
→【6】-1 構成

第2期計画においては、第1期計画の構成を継承し、継続した支援施策を着実に推進していくとともに、本市が目指す子どもの成長と子育て家庭への支援を社会全体で支えていく仕組みづくり、顕在化してきた新たな課題等への対策をより明確に示すものとする。

◆第2期計画の構成

第1部	総論	第1章 計画策定に当たって
		第2章 高松市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題
		第3章 計画の基本的な考え方
第2部	各論	第1章 子どもの成長への支援
		第2章 子育て家庭への支援
		第3章 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり
第3部	子ども・子育て支援事業計画 (法定計画部分)	第1章 教育・保育提供区域
		第2章 教育・保育事業の見込みと確保方策
		第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【6】 - 2 施策体系図



【6】 - 3 第1期と第2期の施策の推進内容の比較

第1期計画

基本方向	基本施策	施策の推進内容
1 子どもの成長 への支援	1-1 子どもの心身の健やかな育ちへの支援	① 妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実
		② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		③ 「食育」の推進
	1-2 健やかな成長を促す学びへの支援	① 幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上
		② 「生きる力」を育てる学校教育の推進
		③ 体験学習活動・地域活動の充実
	1-3 配慮を要する子どもと保護者への支援	① 児童虐待やいじめの防止の推進
		② 障がいのある子どもへの支援の充実
		③ ひとり親家庭への支援の充実
		④ 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実
2 子育て家庭 への支援	2-1 地域における子育て支援	① 地域における子育て家庭への支援の充実
		② 家庭における教育力の向上
		③ 経済的負担の軽減
	2-2 子育てと仕事の両立支援	① 多様な保育事業の提供
		② ワーク・ライフ・バランスの推進
3 子どもの成長・ 子育て家庭を 支える環境づくり	3-1 子どもにとって安全・ 安心な環境づくり	① 防犯・交通安全・防災対策の推進
		② 有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進
		③ 子どもの遊び場・居場所づくり
		④ 子育て家庭にやさしいまちづくりの推進
	3-2 子どもの成長・子育て 家庭を支える人材育成 とネットワークづくり	① 子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実
		② 子育て支援の中核施設の整備とネットワークの構築



第2期計画

基本施策	施策の推進内容
1-1 子どもの心身の健やかな育ちへの支援	① 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実
	② 学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実
	③ 子どもの医療等に対する支援の充実
	④ 「食育」の推進
1-2 健やかな成長を促す学びへの支援	① 幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上
	② 「生きる力」を育てる学校教育の推進
	③ いじめや不登校対策の充実
	④ 体験学習活動・地域活動の充実
1-3 配慮を要する子どもと保護者への支援	① 児童虐待防止対策の充実
	② 障がいのある子どもへの支援の充実
	③ ひとり親家庭への支援の充実
	④ 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実
	⑤ 子どもの貧困対策の推進
2-1 地域における子育て支援	① 地域における子育て家庭への支援の充実
	② 家庭における教育力の向上
	③ 経済的負担の軽減
2-2 子育てと仕事の両立支援	① 多様な保育事業の提供
	② ワーク・ライフ・バランスの推進
3-1 子どもにとって安全・ 安心な環境づくり	① 防犯・交通安全・防災対策の推進
	② 有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進
	③ 子どもの遊び場・居場所づくり
	④ 子育て家庭にやさしいまちづくりの推進
3-2 子どもの成長・子育て 家庭を支える人材育成 とネットワークづくり	① 子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実
	② 子育て支援のネットワークの充実

※太字部分が変更箇所

